

<平成23年度日本スポーツ少年団顕彰事業>

(指導者の部)

小幡 一 男 (市原市・指導歴 28年) 有山 高 臣 (鎌ヶ谷市・指導歴 33年)
池田 勝 (鋸南町・指導歴 21年) 吉本 充 (富津市・指導歴 32年)

(団体の部)

表彰市町村スポーツ少年団なし

(感謝状)

森 久 雄 (野田市・指導歴 22年)

<平成23年度千葉県スポーツ少年団顕彰事業>

(指導者の部)

柴 田 茂 (習志野市・指導歴 28年) 佐々木 國 廣 (我孫子市・指導歴 26年)
染 谷 幸 和 (我孫子市・指導歴 17年) 有山 八 重 子 (鎌ヶ谷市・指導歴 33年)
川 路 周 二 (成田市・指導歴 30年) 岩 館 晃 (成田市・指導歴 25年)
松 本 文 男 (酒々井町・指導歴 18年) 木 村 和 夫 (酒々井町・指導歴 26年)
藤 野 盛 一 (印西市・指導歴 34年) 鳴 海 成 裕 (白井市・指導歴 23年)
養 田 富 雄 (白井市・指導歴 23年) 金 井 郁 夫 (白井市・指導歴 23年)
井手尾 雄 二 (白井市・指導歴 12年) 香 取 正 美 (香取市・指導歴 22年)
佐 藤 善 貞 (香取市・指導歴 22年) 森 光 雄 (茂原市・指導歴 19年)
藍 野 正 純 (茂原市・指導歴 12年) 木 山 和 夫 (茂原市・指導歴 12年)
吉 田 慎 一 郎 (館山市・指導歴 13年) 磯 部 新 一 (館山市・指導歴 17年)
北 田 利 一 (木更津市・指導歴 11年) 近 藤 善 昭 (木更津市・指導歴 12年)
大 村 富 良 (木更津市・指導歴 11年) 萩 原 貴 志 (木更津市・指導歴 11年)
新 森 久 美 (富津市・指導歴 28年) 菊 池 秀 弥 (富津市・指導歴 26年)
新 海 龍 雄 (富津市・指導歴 19年) 渡 邊 ま さ 子 (富津市・指導歴 22年)

(団体の部)

オユミバスケットクラブ(千葉市・活動歴 11年) ブラックバード(我孫子市・活動歴 39年)
布佐少年サッカー(我孫子市・活動歴 10年) 成田ブラックエンジェルス(成田市・活動歴 10年)
清水口ファイターズ(白井市・活動歴 10年) 桜台ウイングス(白井市・活動歴 12年)
海上学区(銚子市・活動歴 29年) F C 茂原(茂原市・活動歴 33年)
富岡ファイターズ(木更津市・活動歴 12年) 祇園小ブルーソックス(木更津市・活動歴 12年)
金田ビッグウェーブ(木更津市・活動歴 11年) 岩根フェニックス(木更津市・活動歴 11年)
武道連合龍神館(富津市・活動歴 28年) 飯野少年野球クラブ(富津市・活動歴 28年)
富津小フットボールクラブ(富津市・活動歴 27年)

日本スポーツ少年団顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、日本スポーツ少年団設置規程第4条8項に基づく、スポーツ少年団の顕彰についての必要な事項を定める。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は日本スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状および感謝状とする。

(顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1)永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある市区町村スポーツ少年団を表彰する。
- (2)永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録指導者を表彰する。
- (3)永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任指導者に対し、感謝状を贈呈する。
- (4)その他、顕著な功績があるとして、日本スポーツ少年団本部長が特に認めた者を顕彰する。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、別に定める様式により都道府県体育協会会長および都道府県スポーツ少年団本部長が所定の期日まで日本スポーツ少年団本部長宛行う。ただし、第3条(4)項については日本スポーツ少年団常任委員会の推挙による。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、日本スポーツ少年団常任委員会にて行う。ただし、第3条(4)項については日本スポーツ少年団本部長が専決することができる。

(要綱の変更)

第6条 本要綱の改正は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 (1)本要綱は昭和63年4月1日から施行する。

附則2 (1)本要綱施行にあたり、別に施行基準を設ける。

日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

この基準は、日本スポーツ少年団顕彰要綱施行にあたっての必要な事項について定める。

1. 第3条(1)項および(2)項における永年とは、10年以上をいう。
2. 第3条(2)項の対象者は、原則として都道府県スポーツ少年団において顕彰を受けた者で、かつ日本スポーツ少年団からは、顕彰を受けたことがない者であること。
3. 第3条(3)項の対象者は、原則として都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団から顕彰を受けた者であること。
4. 第3条(1)項の表彰は、10年間経過した後の再度の表彰を妨げない。
5. 顕彰の数
各都道府県スポーツ少年団における前年度登録の実績から次のように定める。
 - (1) 第3条(1)項の市区町村スポーツ少年団

設置市区町村数 20 まで	1 団体
// 21～30 まで	2 団体以内
// 31～40 まで	3 団体以内

以下、10 市区町村単位で 1 団体ずつ増やすことができる。
 - (2) 第3条(2)項の登録指導者

1,000 名まで	1 名
1,001～2,500 名まで	2 名以内
2,501～4,000 名まで	3 名以内

以下、1,500 名単位で 1 名ずつ増やすことができる。
6. 都道府県スポーツ少年団は毎年 5 月 31 日まで、所定の様式をもって、日本スポーツ少年団本部長宛推薦を完了する。
7. 日本スポーツ少年団常任委員会は、上記推薦書を審査し、日本スポーツ少年団本部長が顕彰を行う。
8. 第3条(3)項については、日本スポーツ少年団本部長の裁量より、都道府県スポーツ少年団本部長に委任することができる。

- 附則 1 (1)本施行基準は平成 18 年 4 月 1 日から改訂施行する。
(2)本施行基準は平成 22 年 4 月 1 日から改訂施行する。

千葉県スポーツ少年団顕彰規程

(目 的)

第1条 千葉県スポーツ少年団規程第4条第9項に基づき本県スポーツ少年団の顕彰についての必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は、本団本部長(以下「本部長」という。)名をもって行い、所定の表彰状および感謝状とする。

(顕彰の基準)

第3条 顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

1. 10年以上にわたり単位団または市町村スポーツ少年団の指導や運営に貢献し特に顕著な功績のある単位団指導者、本部長、本部役員並びに指導者を表彰する。
2. 10年以上にわたり優れた活動実績をあげた単位団を表彰する。
3. 永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任指導者に対し、感謝状を贈呈する。
4. その他、顕著な功績があるとして、本部長が特に認めた者を顕彰する。

(顕彰の方法)

第4条 顕彰は、市町村スポーツ少年団が設定した場等において本部長が授与する。

(顕彰の決定)

第5条 第3条第4項を除く個人または単位団については、本団登録の市町村スポーツ少年団が、また第3条第4項については本団が、所定の様式により推薦書を作成し推薦を行う。本部長は、推薦された個人または単位団について選考会議に諮り顕彰者を決定し、常任委員会に報告するものとする。

(そ の 他)

第6条 この規程は、常任委員会の承認を得て変更することができる。

(附 則)

1. この規程は昭和 62 年7月4日より施行する。
2. 平成 8年3月8日改訂
3. 平成18年3月4日改訂

顕彰規程の内規

1. 第2条による表彰状及び感謝状とあわせて、記念品等を授与することができる。
2. 第5条でいう顕彰の決定は、常任委員会で推薦された選考委員による選考会議により審議決定し、第4条により授与し、次回常任委員会で報告する。
3. 推薦書の提出期限は、毎年5月1日までとする。
4. 第3条3項でいう感謝状の贈呈については、原則として日本スポーツ少年団の退任指導者に対する感謝状贈呈に該当しない者とし、急を要する場合は本部長が決定し、次回常任委員会で報告する。